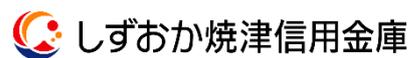


令和6年12月吉日



お客さま各位

当座勘定規定の改定について

平素はしずおか焼津信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、この度、当金庫は払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱開始にともない、以下のとおり当座勘定規定を改定しました。

改定後の規定は、改定前から当座預金をご契約いただいているお客様にも適用されますので予めご了承ください。

記

1. 改定する預金規定

当座勘定規定

2. 改定日

令和6年12月2日（月）

3. 改定内容

以下のとおり、条文を追加、変更いたしました。（下線部が変更点となります）

改定後	改定前
<p>第8条（手形、小切手等の支払）</p> <p>(1) (2) （省略）</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当金庫所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p><u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) (2) （省略）</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p> <p>(追加)</p>
<p>第13条（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>および払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) （省略）</p>	<p>第13条（手数料等の引落し）</p> <p>(1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>(2) （省略）</p>

改定後	改定前
<p>第18条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）（3）（省略）</p>	<p>第18条（印鑑照合等）</p> <p>（1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>（2）（3）（省略）</p>

ご不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

以上